

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年7月31日 (第 1 回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	安曇野市 (202207)
地域名 (地域内農業集落名)	豊科地区 (新田集落、成相集落、本村集落、吉野集落、下鳥羽集落、上鳥羽集落)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	287.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	258.1 ha
② 田の面積	284.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	89.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	22.6 ha
(参考1) 75歳以上で後継者のいない担い手の農地面積の合計(目標地図の「黄色」)	0 ha
(参考2) 自作しているが、離農意向の耕作者の農地面積の合計(目標地図の「ピンク色」)	15 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

・ほ場整備等がなされていない小さな農地については大型機械での作業効率が悪く担い手では対応が困難であるため、今後は農業を担う多様な人材による農地保全が必要である。
・土地利用型農業を行っており、水稻を主体に転作品目として麦・大豆・そば等を推進している。
・そ菜品目については、玉ねぎ・ジュース用トマト・アスパラガスを推進している。
・農業後継者の確保。

【地域の基礎的データ】

基幹的農業従事者数:144人(うち50歳代以下13人)、農事組合法人:1経営体、法人化している経営体:1経営体
主な作物:水稻、大豆、小麦、そば

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・土地利用型作物以外の花卉、そ菜などの農業所得向上に資する作物の検討を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
水稻を主要作物としつつ麦・そば・大豆などの栽培により農用地の効率的な活用を図る。農地中間管理機構を活用し、農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約を推進する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標 ※			
現状の集積率	63	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内の農業を担う者一覧に記載された担い手(認定農業者等)を中心に農用地の集団化(集約化)に関する協議を進め、協議が整った農用地については、その結果を目標地図に反映することにより、集団化(集約化)を推進する。 なお、集団化の規模等を含めた定量的な目標は今後の課題とする。			

※(2)の集積率は、別紙1の地域内の農業を担う者一覧の経営面積を分子とする。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。その際、農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
概ね基盤整備は完了しているが、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
ドローンによる共同防除の実施の拡大。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)					
☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等	
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他	
【選択した上記の取組内容】					
②土壌診断にもとづく環境にやさしい農業の実践					
③担い手の負担軽減のため水田水管理システム、ドローンによる農薬散布、リモコン草刈機等の導入について検討を進める。					
⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。					
⑨飼料米及びWCSの推奨。					
⑩兼業農家、定年帰農者等の農業を担う多様な人材へ野菜等栽培の取り組みを提案し、遊休農地解消及び直接販売の強化による農業所得の向上に取り組む。					
⑩農地中間管理事業の賃借料は、原則金納であるが、農地所有者の事情等により地域の農地利用調整の合意形成にとって物納も必要とされる場合、金納に代わり物納(米に限る)の取扱いができるものとする。					

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者):別添のとおり

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図:別添のとおり

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)※豊科地区

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状				10年後 (目標年度:令和16年度)									
			経営作目等		経営面積		作業受託面積		経営作目等		経営面積		作業受託面積		目標地図上の表示	備考
1	認農	〇〇〇〇	水稻、小麦等		1	ha	0	ha	水稻、麦等		2	ha	0	ha	2	
2	認農	〇〇〇〇	水稻、麦、そば		1	ha	0	ha	水稻、麦、そば		1	ha	0	ha	4	
3	認農	〇〇〇〇	水稻		1	ha	0	ha	水稻		1	ha	0	ha	9	
4	認農	〇〇〇〇	水稻(麦、そば)		6	ha	0	ha	水稻(麦、そば)		10	ha	0	ha	14	
5	認農	〇〇〇〇	水稻、麦等		1	ha	0	ha	水稻、麦等		1	ha	0	ha	15	
6	認農	〇〇〇〇	水稻、飼料用米		30	ha	6	ha	水稻、飼料用米		40	ha	6	ha	19	
7	認農	〇〇〇〇	水稻、麦、大豆		26	ha	4	ha	水稻、麦、大豆		28	ha	4	ha	33	
8	認農	〇〇〇〇	水稻、小麦		0.8	ha	0	ha	水稻、小麦、そば		0.1	ha	0	ha	44	
9	認農	〇〇〇〇	水稻、小麦、大豆		20	ha	0	ha	水稻、小麦、大豆等		20	ha	0	ha	52	
10	集	〇〇〇〇	水稻		12	ha	3	ha	水稻		12	ha	3	ha	55	
11	認農	〇〇〇〇	水稻、小麦、大豆等		20	ha	0.2	ha	水稻、小麦、大豆等		25	ha	1	ha	57	
12	認農	〇〇〇〇	水稻、小麦、大豆		0.3	ha	0	ha	水稻、小麦、大豆		0	ha	0	ha	61	
13	集	〇〇〇〇	麦		1	ha	0	ha	麦		1	ha	0	ha	65	
14	旧中心	〇〇〇〇	水稻、小麦		6	ha	0	ha	水稻、小麦		6	ha	0	ha	73	
15	認農	〇〇〇〇	水稻・小麦		0	ha	0	ha	水稻・小麦		2	ha	0	ha	79	
16	認農	〇〇〇〇	水稻、小麦		3	ha	0	ha	水稻、小麦		5	ha	0	ha	81	
17	認農	〇〇〇〇	水稻、小麦、大豆		14	ha	0.5	ha	水稻、小麦、大豆		0.1	ha	0	ha	85	
18	認農	〇〇〇〇	小麦、水稻		10	ha	0.4	ha	小麦、水稻		8	ha	0	ha	96	
19	認農	〇〇〇〇	水稻、小麦		4	ha	0	ha	水稻、小麦		4	ha	0	ha	102	
20	認農	〇〇〇〇	水稻・小麦		6	ha	1	ha	水稻・小麦		12	ha	2	ha	113	
21	認農	〇〇〇〇	水稻、飼料用米		6	ha	0.1	ha	水稻、飼料用米		10	ha	1	ha	114	
22	認農	〇〇〇〇	水稻、そば		2	ha	0	ha	水稻、そば		2	ha	0	ha	131	
23	認農	〇〇〇〇	飼料作物、水稻		3	ha	0	ha	飼料作物、水稻		5	ha	0	ha	167	
24	認農	〇〇〇〇	水稻、花き		2	ha	0.4	ha	水稻、花き		2	ha	0.4	ha	204	
25	旧中心	〇〇〇〇	水稻、玉ねぎ		1	ha	1	ha	水稻、玉ねぎ		1	ha	1	ha	207	
26	認農	〇〇〇〇	セルリー、水稻、野菜		2	ha	0	ha	セルリー、水稻、野菜		2	ha	0	ha	216	
27	認農	〇〇〇〇	セルリー、水稻		1	ha	0	ha	セルリー、水稻		1	ha	0	ha	229	
28	旧中心	〇〇〇〇	クレソン		0.2	ha	0	ha	クレソン、わさび		0.5	ha	0	ha	295	
29	多担	〇〇〇〇	ねぎ		0.6	ha	0	ha	ねぎ		0.6	ha	0	ha	323	
	合計				182.2	ha	16.8	ha			202.8	ha	18.8	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、旧人・農地プランの中心経営体は「旧中心」農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、規模拡大意向がある等の多様な担い手は「多担」、左記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してあります。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してあります。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、本人の同意を得ています。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してあります。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてあります。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めます。